訪問看護ステーションもみのき　運営規定

（事業の目的）

第 1 条　医療法人治久会もみのき病院『訪問看護ステーションもみのき」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（介護予防訪問看護にあっては要支援状態）に有る高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とする。

（運営方針）

第 2 条 1 指定訪問看護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業所は、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたって利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

4 事業所は、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称 訪問看護ステーションもみのき

所在地 高知市塚ノ原

電話

FAX

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管理者 1 名（常勤看護師）

看護師 常勤換算 2.5 以上となる員数

理学療法士または作業療法士 1 名以上

（営業日及び営業時間）

第 5 条　本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日　月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時訪問看護体制（24 時間対応体制）の契約を締結している利用者に対して

は、土曜日、日曜日、祝日及び夜間を含め、24 時間体制で電話による相談、及び必要に応じた緊急訪問看護の提供を行うものとする。

（指定訪問看護の内容）
第 6 条 事業所が実施する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。
(1) 病状及び障害の観察
(2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
(3) 食事及び排泄など日常生活の世話
(4) 褥瘡の予防及び創傷等の処置
(5) ターミナルケア
(6) 認知症患者の看護
(7) 家族への療養生活や介護方法の指導
(8) カテーテルなどの管理
(9) リハビリテーション
(10) その他医師の指示による医療処置

（利用料、その他の費用の額）
第 7 条 事業所が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その決められた負担割合する。また運営規定に定める地域以外の利用の場合は、重要事項説明書に基づくものとする。また介護保険対象以外等の費用は重要事項説明書に基づくものとする。

（通常の事業の実施地域）
第 8 条 事業所が行う通常の事業実施地域は、**高知市、いの町**とする。
2 前項の地域以外であっても、**土佐市及び高岡郡日高村**については、事業所の運営状況により、必要に応じて訪問看護の提供を行うものとする。

（緊急時における対応方法）
第 9 条 事業者は、現に指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じる。また家族、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡を行い、管理者に報告を行う。

（業務継続計画の策定等）
第 10 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施

するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

(衛生管理及び訪問看護従業者等の健康管理等)
第 11 条 1 事業者は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意し、感染症の発生時はまん延しないよう、次号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を、概ね 6 ケ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、事業所間で周知徹底を図る。
(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備する。
(3) 事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期 的に実施する。
2 事業者は、訪問看護従業者に対し、感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待の防止のための措置)
第 12 条 1 事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための措置を講ずるものとする。
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。(事業所管理者)
2 事業者は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
3 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録、保管する。

(その他運営に関する重要事項)
第 13 条 1 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持 ってサービスの提供を行う。看護職員の資質向上を図るための研修を行う。
2 従事者は、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持する。 従事者であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約に明記する。
3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保管しなければならない、但し医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする。
4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人治久会もみのき病院との協議に基づいて定

めるものとする。

（附則）この規定は 2026 年 8 月 1 日より施行する